

岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例

平成18年 4月21日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）の条例及び規則並びに組合の機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に組合管理者（以下「管理者」という。）が署名しなければならない。

2 条例の公布は、釜石市役所の掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他組合の機関の定める規則の公表に準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程の公表に準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第6条 条例、規則、規程、又は組合の機関の定める規則若しくは規程以外のもので公示すべきものの公表については、別段の定めがあるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。